

滋賀県農業再生協議会
肥料価格高騰対策事業 業務方法書

令和4年(2022年)9月7日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、滋賀県農業再生協議会（以下「協議会」という。）が行う肥料価格高騰対策事業交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）および滋賀県肥料高騰対策事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 協議会は、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

2 協議会は、国交付等要綱、実施要領、県要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、適正化法に基づく命令等の法令および規則を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。

第2章 肥料価格高騰対策事業の実施

(事業実施計画書等の作成および支援金の申請)

第3条 取組実施者は、参加農業者の化学肥料低減計画書（様式第2号）をとりまとめの上、取組計画書を作成し、協議会が別に定める日までに様式第1号により協議会に申請を行うものとする。

2 協議会の長（以下「協議会長」という。）は、前項により申請のあった取組計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合には、実施要領第9の4の（2）の規定に基づき、様式第3号により採択された旨および支援金の交付決定を通知するものとする。

3 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合は、第1項および第2項の手続きに準じて変更の手続きを行うものとする。

(概算払)

第4条 取組実施者は、支援金の全部または一部について概算払を受けようとする場合には、様式第4号の概算払い請求書を協議会長に提出するものとする。

2 取組事業者は、概算払により支援金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた支援金の全額を遅滞なく関係参加農業者に支払わなければならない。

(事業実績報告)

第5条 取組実施者は、協議会が別に定める日までに実施要領第9の5の(2)のアに基づき、取組実績報告書(様式第5号)を作成し、協議会長に提出するものとする。

(支援金の額の確定)

第6条 協議会長は、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容が適切と認めるときは交付すべき支援金の額を確定し、様式第6号により取組実施者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 取組実施者が第3条第1項に基づき提出した取組計画書の変更、第5条に基づく取組実績報告書等により、協議会から既に支払われた支援金に余剰が生じた場合は、協議会長は取組実施者に期日を定めて過払い分の支援金の返還を求めるものとする。

2 協議会長は、取組実施者が交付等要綱、実施要領に違反したと認めた場合または本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金の全部または一部について返還を求めるものとする。この場合、協議会長は、違反等の内容、返還の額および返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付しなければならない。

3 協議会長は、前項による返還を求めた場合において、取組実施者が支援金の受給の日からの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を求めるものとする。

4 第1項および第2項の返還を求められた取組実施者は、第1項および第2項の期日までに求められた額を協議会長に返還するものとし、期限内に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協議会に納付しなければならない。

5 協議会長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、取組実施者の申請により加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

第4章 報告

(取組の中間報告等)

第8条 協議会長は、実施要領第13の1に基づき、取組実施者に対し、様式第7号により、協議会が別に定める日までに取組中間報告書を提出させるものとする。

2 前項の提出を受けた協議会長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

(事業評価の報告)

第9条 取組実施者は、協議会が別に定める日までに実施要領第12の2の(2)に基づき、参加農業者の化学肥料低減実施報告書(様式第9号)をとりまとめの上、取組実施状況報告書(様式第8号)を作成し、協議会長に提出するものとする。

2 前項の提出を受けた協議会は、その内容について確認を行うものとする。その際、取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。

3 前項の確認を円滑かつ適正に行うため、取組実施者は化学肥料の低減の取組に関する記録を保存しなければならない。

4 地方農政局長等が本事業の実施効果等について調査を行う場合は、取組実施者は当該調査に協力するものとする。

第5章 資金の管理

(資金の管理)

第10条 協議会は、本事業の実施にあたっては、他の経理と区分管理し、協議会が定めた肥料価格高騰対策会計から行うこととし、当該会計の資金を本事業以外の用途に使用してはならない。

2 協議会は、前項の資金を滋賀県信用農業協同組合連合会普通預金により管理する。

第6章 雑則

(帳簿の備付け等)

第10条 協議会および取組実施者は、本事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿および証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 協議会は、必要に応じて、取組実施者に対し、支援金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

3 取組実施者は、実施要領別記3の第2の1の取組を実施したことが確認できる書

類を作成または収集し、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、協議会長または近畿農政局長から求めがあった場合には、その書類またはその書類の写しを提出しなければならない。

(その他)

第11条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、令和4年9月7日から施行する。